

令和 7 年

第 4 回仙北市議会定例会議案（追加）

仙 北 市

目 次

議案第 74 号	仙北市議会議員及び仙北市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 75 号	仙北市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 76 号	令和7年度仙北市一般会計補正予算（第4号）
議案第 77 号	工事請負変更契約の締結について
議案第 78 号	工事請負契約の締結について
議案第 79 号	財産の取得について
議案第 80 号	財産の取得について

議案第 74 号

仙北市議会議員及び仙北市長の選挙における選挙運動の
公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

仙北市議会議員及び仙北市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成25年仙北市条例第29号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年6月27日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市議会議員及び仙北市長の選挙における選挙運動の
公営に関する条例の一部を改正する条例

仙北市議会議員及び仙北市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成25年仙北市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 75 号

仙北市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等
に関する条例の一部を改正する条例制定について

仙北市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年仙北市条例第33号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年6月27日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
等に関する条例の一部を改正する条例

仙北市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年仙北市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）選挙管理委員会の委員等の項を次のように改める。

選挙管理 委員会 の 委員等	委員長	日 額	8,000円
	委員		7,000円
	選挙長		12,200円
	投票所の投票管理者		14,500円
	期日前投票所の投票管理者		12,800円
	開票管理者		12,200円
	投票所の投票立会人		12,400円
	期日前投票所の投票立会人		10,900円
	開票（選挙）立会人		10,100円
	公職選挙法施行令 （昭和25年政令第 89号）第55条第2	日 額 （ただし、1回当 たりの従事時間が	12,400円

	項及び第４項第２号に規定する施設の不在者投票における選挙管理委員会が選定した立会人	７時間以下の場合 は、日額に１回当たりの従事時間数を８.５で除した数を乗じて得た額とする。）	
--	---	---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

工事請負変更契約の締結について

仙北市角館上野庁舎改修工事請負変更契約を次のとおり締結するものとする。

上記、仙北市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年仙北市条例第45号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月27日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

1. 契約の目的 仙北市角館上野庁舎改修工事請負変更契約
2. 契約金額

既契約金額	893,200,000円
変更契約金額の増額	56,765,500円
変更後の契約金額	949,965,500円
3. 契約の方法 条件付一般競争入札
4. 契約の相手方 秋田県仙北市角館町小館54番地
瀧神・小松・寺沢特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社瀧神巧業
代表取締役 佐 藤 慎

工事請負契約の締結について

令和7年度道路メンテナンス事業橋梁補修工事（内川橋・第3期）請負契約を次のとおり締結するものとする。

上記、仙北市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年仙北市条例第45号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月27日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 令和7年度道路メンテナンス事業橋梁補修工事（内川橋・第3期）請負契約 |
| 2. 契約金額 | 205,150,000円 |
| 3. 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4. 契約の相手方 | 秋田県仙北市角館町小勝田小倉前25番地
角館・相馬・瀧神特定建設工事共同企業体
代表者 角館建設工業株式会社
代表取締役 仲野谷 藤 吾 |

財産の取得について

仙北市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年仙北市条例第45号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するので議会の議決を求める。

令和7年6月27日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

1. 名称及び数量 除雪ドーザ 11t級 2台
2. 購入価格 41,800,000円
3. 購入の相手方 秋田県仙北市角館町上菅沢188番地
奥羽車輛株式会社
代表取締役 佐 藤 陽一郎

財産の取得について

仙北市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年仙北市条例第45号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するので議会の議決を求める。

令和7年6月27日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

1. 名称及び数量 ロータリ除雪車 1. 5 m 級
2. 購入価格 37, 754, 200 円
3. 購入の相手方 秋田県仙北市角館町上菅沢188番地
奥羽車輛株式会社
代表取締役 佐 藤 陽一郎